

日本**国外**にいても 「在外選挙制度」で日本の国政選挙 や在外国民審査に投票ができます

● 在外選挙制度とは？

国外にお住まいの方が日本の国政選挙（衆議院議員選挙・参議院議員選挙）や、最高裁判所裁判官国民審査に投票するための制度です。



● 制度を利用できるのは

- ・ 満 18 歳以上の日本国民

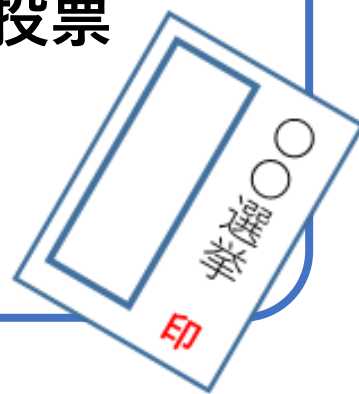


- ➡ 千代田区の選挙人名簿に**登録されている方**は出国前に千代田区の選挙管理委員会事務局で申請を行うことができます。
- ➡ 千代田区の選挙人名簿に**登録されていない方**や、出国前に申請のできない方でも、出国後に在外公館で申請の手続きができます。

※申請受理後、在外選挙人証を交付します。1～2 か月かかりますのでお早目のお手続きをお願いします。

● 投票の方法について

在外選挙制度を利用して投票する場合は状況に応じて、3種類の投票方法があります。



在外公館投票

「在外選挙人証」と旅券などを提示することで、在外公館内の投票所で投票できます。

郵便等投票

「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」を選挙管理委員会あてに郵送することで、「郵便等による在外投票」ができます。

日本国内における投票

日本国内に住所を有してから4か月を経過しない場合や一時帰国の場合、「在外選挙人証」を提示することで、決められた投票所や期日前投票所で投票ができます。

詳しい申請方法については裏面をご参照ください

在外選挙人名簿への登録方法

出国前に登録する方法

STEP 1 国外への転出届を出す際に、
在外選挙人名簿への登録を申請します

< 申請場所 >

- ・区役所 4 階 選挙管理委員会事務局

< 申請の際に必要なもの >

- ・本人が申請する場合
 - ①旅券、マイナンバーカード、運転免許証等
顔の確認できる本人確認書類
 - ②申請書（申請書は選管窓口にあります）
- ・ご家族等、申請者から委任を受けた方が申請する場合
上記①、②に加えて次の③、④が必要です。
 - ③申請者の申出書（委任状）
 - ④委任を受けた方の本人確認書類



※出国時申請は「千代田区の選挙人名簿に登録されており、千代田区から国外へ転出する方」が対象です。転出届を提出した日から転出予定日までに申請してください。

STEP 2 外国へ居住後、在留届を提出します

出国

在留届を提出

- ・申請書に基づき、選挙管理委員会
が在外公館に申請者の国外住所を
照会します。
- ・在外公館は在留届に基づき申請者
の住所を確認し、選挙管理委員会
に回答します。
- ・国外住所確認後、選挙管理委員会
が**在外選挙人名簿に登録**します。

STEP 3 「在外選挙人証」を受け取ります

- ・在外選挙人名簿に登録後、選挙管理委員会から在外
公館あてに「在外選挙人証」を送付します。
- ・在外公館から連絡があり次第、「在外選挙人証」を
受け取ってください。
- ・「在外選挙人証」は国政選挙
のたびに使用します。大切に
保管してください。



「在外選挙人証」

出国後に登録する方法

STEP 1 出国してから、日本大使館・総領事館等で、
在外選挙人名簿への登録を申請します

< 申請場所 >

- ・お住いの住所を管轄する在外公館



在外公館

< 申請の際に必要なもの >

- ・本人の申請の場合
 - ①旅券
旅券が提示できない場合は、**日本、もしくは
は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真
付きの身分証明書**（運転免許証、滞在許可証等）
 - ②在外公館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、
登録申請日まで居住していることを証明する書類
（住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証等）
- ・ご家族等、申請者から委任を受けた方の申請の場合
上記①、②に加えて次の③、④が必要です。
 - ③申請を行う同居家族等の方の**旅券**
旅券以外の身分証明書は認められません
 - ④申請者の申出書（委任状）
申出書は総務省のホームページから入手できます
**あらかじめ登録申請者本人が「申出書」と「在外
選挙人名簿登録申請書」に署名したものをお持ち
ください**

※在外公館で申請する場合、その在外公館の管轄する
ご住所に**3 か月以上お住まい**であることが必要
です。3 か月を経る前に申請は可能ですが、在外
選挙人名簿への登録は3 か月を経過してからになり
ます。

STEP 2 「在外選挙人証」を受け取ります

- ・国外に**3 か月以上住所がある**ことを選挙管理委員会
が確認した後、在外選挙人名簿に登録を行い、在外
公館あてに「在外選挙人証」を送付します。
- ・在外公館から連絡があり次第、「在外選挙人証」を
受け取ってください。
- ・「在外選挙人証」は国政選挙のたびに使用します。
大切に保管してください。

※詳細は外務省ホームページをご覧ください。 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

※ご不明な点は千代田区選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。 ☎ 0 3 （ 5 2 1 1 ） 4 2 6 8